

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第30号の潜水器漁業につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置					備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5)漁業を営む者の資格	
潜水器漁業(うに)	釧海共第1号共同漁業権漁場区域	10月1日から翌年6月30日まで ただし、上記の期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間とする。	－ (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数:2名)	ア 釧路総合振興局管内に住所を有する者 イ 操業区域内にうにを内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること	
同 上	釧海共第2号共同漁業権漁場区域	同 上	－ (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数:1名)	同 上	
同 上	釧海共第3号共同漁業権漁場区域	同 上	－ (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数:3名)	同 上	
同 上	釧海共第4号共同漁業権漁場区域	同 上	－ (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数:5名)	同 上	
同 上	釧海共第5号共同漁業権漁場区域	同 上	－ (許可又は起業の認可を受けている漁業者の数:2名)	同 上	